

令和元年8月 西之表市農業委員会定例総会 議事録

1. 開催日時 令和元年8月27日 火曜日 9時00分開会
2. 開催場所 西之表市役所 議会棟3階 第3委員会室
3. 出席委員 14名

職名	議席番号	氏名	職名	議席番号	氏名
会長	4番	脇田 峰生	職務代理者	8番	日笠山 隆
委員	1番	上妻 力	委員	2番	中村 正幸
〃	3番	深田 広文	〃	5番	羽生 友保
〃	6番	杉 為昭	〃	7番	鮫島 繁樹
〃	9番	牛越 紀幸	〃	10番	坂本 江里子
〃	11番	岩本 延男	〃	12番	河本 アツミ
〃	13番	石寺 政和	〃	14番	日高 仙三

4. 欠席委員 0名

5. 日程表

(1)開 会

(2)開会挨拶

(3)議 事

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 報告第2号 合意解約等について

日程第3 議案第17号 農地法第3条の規定による許可について

日程第4 議案第18号 農用地利用集積計画策定に係る意見について

(4)そ の 他

(5)閉 会

(6)会議の概要

9時00分開会

次 第	発 言 者	内 容
1. 開 会	事務局長	おはようございます。それでは定刻、定足数に達しましたのでこれより、令和元年8月西之表市農業委員会の定例総会を開会いたします。 開会に当たりまして、会長にごあいさつをいただき、その後議事進行をお願いいたします。会長よろしくをお願いいたします。
2. 開会挨拶	会長	(会長挨拶)
3. 議 事	議長	本日の会議を開催いたします。本日の日程は、配付しております議事日程のとおりであります。
日程第1 議事録署名委員の指名	議長	まず、日程第1、西之表市農業委員会会議規程第10条に規定する議事録署名委員の指名を行います。 13番石寺委員、1番上妻委員を指名いたします。
日程第2 報告第2号	議長	日程第2、報告第2号「合意解約等について」事務局に報告を求めます。
	事務局	日程第2、報告第2号「合意解約等について」を説明いたします。資料は1ページから2ページです。 今月の合意解約は1番から4番の4件で、台帳現況地目畑、12筆23,057平米の合意解約がありました。以上で説明を終わります。
日程第3 議案第17号	議長	はい、それでは議案審議であります。 日程第3、議案第17号「農地法第3条の規定による許可について」を議題といたします。事務局議案説明をお願いします。
	事務局	日程第3、議案第17号「農地法第3条の規定による許可について」を説明いたします。資料は3ページから4ページです。 今月は賃借権設定3件、所有権移転2件、合計5件の申請がありました。 1番です。上西花里崎地区です。台帳現況地目畑の1筆で、合計面積1,969平米を賃借により5年間借り受けるものです。 2番です。上西花里崎地区です。台帳現況地目畑の1筆で、合計面積4,494平米を賃借により5年間借り受けるものです。 3番です。上西花里崎地区です。台帳現況地目畑の1筆で、合計面積2,483平米を賃借により5年間借り受けるものです。 4番です。下西下石寺地区です。台帳現況地目畑の4筆で合計面積1,522平米を贈与により所有権移転するものです。 5番です。安納軍場地区です。台帳現況地目畑の2筆で、合計面積1,009平米を売買により所有権移転するものです。 以上、1番から5番については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると認められます。以上で説明を終わります。
	議長	ありがとうございました。ただいまの説明に続きまして担当委員の報告を順次求めます。
	4番委員	4番です。整理番号1番2番3番の報告をさせていただきます。 8月25日、借り人、貸し人、担当推進委員立ち会いのもとで調査をしてまいりました。 まず、整理番号順番が前後しますがけれども、整理番号3番のですけれども、これは、現在、耕耘の作業を終えて、秋植えの

	<p>キビの準備をしているところでありました。</p> <p>また、2番のほうは、草がちょっと伸びておりまして、受託作業をしている人にモアによる刈り取りをお願いしているということで、そのあとに耕耘をして、秋植えのキビを差すということでした。</p> <p>また1番につきましても、ちょっと雑草が生えておりまして、荒れかけているところでしたけれども、ここは除草剤を散布しておりまして、今ちょうど枯れかかっており、近いうちに耕耘作業をして、秋植えのキビを植えるということでした。</p> <p>また、1番2番の貸し人のほうは、80歳90歳という高齢であるために担当推進委員に訪問をしていただきまして、申請内容を確認して間違いなかったことを報告いたします。審議方よろしく申し上げます。以上です。</p>
13番委員	<p>13番です。番号4番について説明いたします。</p> <p>8月21日譲受人、担当推進委員、5番委員立ち会いのもと、現地調査を行いました。</p> <p>台帳は4筆でございますが、現況は1筆となっております。</p> <p>譲渡人、譲受人は親子関係で、贈与による所有権移転でございます。</p> <p>譲受人は、安納イモ、豆類を幅広く経営する青年実業家でございます。</p> <p>親子間の贈与ということで、申請どおり問題はないと思います。以上です。</p>
14番委員	<p>14番です。番号5につきまして調査報告をいたします。</p> <p>8月の25日に、双方確認し、推進委員立ち会いのもと、現地調査を行いました。</p> <p>この移動の理由といたしましては、譲受人の田に隣接する農地でありまして、だいぶ今荒れております。</p> <p>そこで双方話し合いの結果、今度購入するということになったというところでございます。</p> <p>現場を確認いたしまして相当荒れておりまして、再生事業を利用して、田に復元をして利用すると耕作するという確認もいたしました。譲渡人、譲受人、双方確認いたしましたところ、申請どおり、間違いはございませんでした。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。本案につきましてはただいまの説明報告ありましたけれども、皆さんのほうから質疑、御意見ございませんでしょうか。</p>
6番委員	<p>6番委員ですけれどもすいません。1番から3番について、借り人について説明がなかったような気がしますんで、借り人がどういう状況でやっているか教えていただきたい。</p>
4番委員	<p>4番です。申し訳ありません。</p> <p>借り人のほうは、現在国上の野木平地区に在住をしている大型の認定農家でありまして、キビの収穫作業等受託をやっている方で、また農機具などトラクターから何から一切そろっています。従業員数というか農業従事する人も親子でありまして、この辺も全然問題ありませんでした。説明不足で申し訳ありません。</p>
議長	<p>ほかに。</p> <p>(挙手無し)</p>
議長	<p>無いようですので質疑を終了いたします。ただいまより、議案第17号「農地法第3条の規定による許可について」を採決いたします。</p>

		許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
	議長	はい、ありがとうございます。 全会一致で賛成でありますので、本案は許可することに決定をいたします。
日程第4 議案第18号	議長	続きまして日程第4、議案第18号の審議の前にお諮りをいたします。 議案第18号「農用地利用集積計画策定に係る意見について」のうち、利用権の設定、整理番号2において9番委員が利用権設定を受ける者になっており、農業委員会法第31条「議事参与の制限」の規定により、9番委員が議事参与できません。 従いまして、議事の進行上、議案第18号「農用地利用経営集積計画策定に係る意見について」のうち、まず、利用権設定、整理番号2を審議し、その後、利用権の設定、整理番号1並びに3及び所有権の移転整理番号1を審議したいと思っております。 御異議ございませんでしょうか。
		(異議なしの声)
	議長	はい。それではまず、議案第18号「農用地利用集積計画策定に係る意見について」の議案説明を事務局お願いします。
	事務局	日程第4、議案第18号「農用地利用集積計画策定に係る意見について」を説明いたします。 まず初めに、利用権の設定を説明いたします。5ページをお開きください。 1段目です。期間が令和元年9月1日から令和6年8月31日までの5年間、地目畑、面積1,661平米、合計面積1,661平米、利用権の設定をする者1人、受ける者の1人です。 2段目です。期間が令和元年9月1日から令和11年8月31日までの10年間、地目畑、面積16,064平米、合計面積16,064平米、利用権の設定をする者2人、受ける者2人です。内訳については6ページを詳細については、7ページから10ページをご覧ください。 続きまして、所有権移転を説明いたします。11ページをお開きください。 令和元年9月1日に所有権を移転するものです。地目畑及びその他、面積はそれぞれ14,925平米及び3,050平米、合計面積17,975平米、所有権を移転する者1人、受ける者1人です。内訳については12ページを詳細については、13ページから14ページをご覧ください。 以上すべての案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に基づき審査しました結果、いずれも各要件を満たしていることから提案しました。審議のほどよろしくをお願いいたします。
	議長	ありがとうございました。それではここで農業委員会法第31条「議事参与の制限」の規定により9番委員の議場よりの退室を求めます。
		(9番委員退室)
	議長	それでは、ただいまの説明を続きまして、利用権の設定整理番号2について担当委員の報告を求めます。
7番委員	7番です。整理番号2について報告いたします。 8月24日、借り人立ち会いのもと、担当推進委員とともに現地の確認を行いました。 借り人は御存じのように農業委員であります。 現在、養鶏を行っている専業農家であります。1,600羽	

	<p>ぐらいいるそうでございます。</p> <p>当該地は自宅に近く、キビの後でございますが、ここには牧草を作付けする予定で、将来はそこを買い取り、ハウスを建て、また、園芸等もやりたいということでございます。</p> <p>前途有望な農業の専従者でございますので、何ら問題ないと思います。</p> <p>なお、貸し人には電話で確認をとっております。</p> <p>双方確認の結果、許可相当だと考えております。以上でございます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。それでは審議に入ります。利用権の設定、整理番号2の説明報告に対しまして、皆さんのほうから何か質疑、御意見はございませんでしょうか。</p>
	(質疑無し)
議長	<p>無いようですので、議案第18号「農用地利用集積計画策定に係る意見について」のうち、利用権の設定、整理番号2を原案どおり承認することについて賛成の委員の挙手を求めます。</p>
	(全員挙手)
議長	<p>ありがとうございました。全会一致でありますので、議案第18号「農用地利用集積計画策定に係る意見について」のうち、整理番号2は承認することに決定をいたしました。</p> <p>ここで9番委員の議場入室を認めます。</p>
	(9番委員入室)
議長	<p>それでは、続きまして、利用権の設定、整理番号1並び3、また所有権の移転、整理番号1について、担当委員の報告を求めます。</p>
5番委員	<p>5番です。それでは整理番号1について説明をいたします。</p> <p>24日土曜日午前7時に借り人と最適化推進委員1人と、自分が現地に集合し、詳細に畑の環境を確認中、借り人が1段目の畑は、畑周囲畦畔の灌木整理を要することと、下の南側約1反歩以上は、杉の成木で囲まれて終日、日が当たらないことが予想されることを理由に、賃借料の減額を希望したので、急遽、貸し人宅に行き、貸し人を現地に連れて来て、ともに話し合いをした結果、賃借料を2万円に変更することで、貸し人と借り人の意見の一致を見たところであります。環境が悪いというところで、当初申請した額よりは、借り賃を減額したところです。以上です。</p>
10番委員	<p>10番です。整理番号3について説明いたします。</p> <p>8月24日朝9時から借り人、貸し人立ち会いのもと、担当推進委員と現地調査を行いました。</p> <p>貸し人は1人で牛を飼っていますが、手が回らないということで貸したいということでした。</p> <p>借り人は大規模経営の農家です。</p> <p>書面には牧草となっておりますが、サトウキビを作付けすることでした。</p> <p>機械はもちろん栽培等技術もあり、何ら問題なく許可相当と考えます。よろしく願いいたします。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。それでは審議に入ります。ただいまの説明報告に対しまして皆さんのほうから何か質疑、御意見ございませんでしょうか。</p>
6番委員	<p>6番です。今、整理番号1番のところの説明で、杉とか雑木で日当たりが悪くて賃借料を下げたという説明がありましたけれども、ちょっと素朴な疑問なんですけども、その借りた畑に</p>

	<p>関しての土手周りの雑木とか、そういう、環境整備というのは、借り人がやるべきなんではないでしょうか。それとも貸し人がやるべきなんではないでしょうか。そこら辺をちょっとお伺いしたい。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。事務局何かこれについて、わかりますか。</p>
事務局	<p>特に基準っていうことではないと思うんですけど、お互いが相互で話をして、例えば地主の方が高齢とか機械がなくて管理ができないということで、借りる方をお願いをしてする場合もあるでしょうし、そこは双方の話し合いになると思いますが、よろしいでしょうか。</p>
議長	<p>そうですね、このことにつきましては、はっきり規約でうたっておられませんけれども、余り極端に荒れとったところを耕作する場合は、向こう3年間は地料を減額とか無料にするとかっていう申し合わせ事項みたいなのは、あるにはあるんですよ。ただ、明確に取り決めというの、なされていないと思います。今後、6番委員が言われるように、やっぱり高齢者が増えていくということは、そういう農地が増えていくことになりますので、この辺も、近いうちに今回か次回かの定例総会でも審議をして一応の形はとったほうがいいんじゃないかとは思いますが、そういうことでよろしいですか。</p>
議長	<p>ほかに御意見ございませんか。</p>
推進委員	<p>すいません、今の件ですけども先ほどの説明ではなんか畑の周りに高い木があって、1日中っていうか、大半が、日が当たらず、ほかの作物を植えるにしても、ちょっと条件が悪いっていうのを、現地に来てわかったって言い方をしたものでどうということかなと、契約を結ぶ前に1回圃場を見てなかったのかなと思ひまして、その契約を結ぶときにこの畑で案内していると思うんですけども。</p>
議長	<p>そこら辺を。はい。担当委員。</p>
5番委員	<p>5番です。説明不足ですいません。場所が〇〇〇に隣接した農地であります。そこが道路沿いで、広い畑がすぐ見えますので、「あー、ここか」ということで、35,000円ということで、契約をしたところです。それで、奥の実際全筆を詳細に見てこの畑だという確認作業はしてないときの契約でありまして、甚だ、私の5番委員としても、借り人に対しての説明不足でありました。その後、24日に現地調査をしたと。</p> <p>それからもう少し説明を補足いたしますと、1段目の畑は大体、2筆に分かれておりまして、登記面積の一部を農作業道にとられておりまして、その部分も減っております。下のほう南側が先ほど説明したわけですが、杉が非常にも高くなって、大体約、自分の感覚で1反歩以上だったと思いますが、終日、日が当たらないというところで、そこを現地で借り人も当日私もありますが、確認したところでありまして。そういう経過であります。ごめんなさい。</p>
議長	<p>よろしいですか。</p>
8番委員	<p>8番です。整理番号3なんですけど、牧草じゃなくてサトウキビということだったんですが、この法人さんはサトウキビも作ってらっしゃるんですか。</p>
10番委員	<p>作っているということでした。</p>
議長	<p>これから作ると。</p>
10番委員	<p>はい。</p>
14番委員	<p>14番です。この法人が安納にある法人ですけど、昨年ぐら</p>

	<p>いからバカスはサトウキビを作っている生産農家にしかくれないということで、皆さん知ってのとおり、この法人は畜産も大規模ですので、その関係で昨年ぐらいからサトウキビを安納にも3反ぐらい作ってます。古田では牧草はちょっと遠いということで、サトウキビを作ろうかということで、この古田に畑を求めたみたいです。以上です。</p>
議長	<p>確かに現在のサトウキビが何かバカスが余り出らんっていうことで、今までは生産してない方にも配布をしとったようですが、その辺もあるみたいです。今度春のオオギってのがなんかちょっとバカスの量も出るみたいな話で、その辺はちょっと改善もあるかもしれませんが、ほかに皆さん御意見ございませんでしょうか。</p>
議長	<p>それでは1番のほうですけれども、確かに契約っていうよりも本人がこれはお願いに行くんですよね。契約する場合にこの畑を借りると、本人が納得して印鑑を押したはずなんですけれども、この辺もちょっと現地で出てくるっていうのもちょっとおかしな話ですので、それは事務局もちゃんと自分たちで見て、この金額でダメなようだったらもうちょっと下げてくれるっていうのは現地確認の場じゃなくって、申請の段階で出てくる問題だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>それでは、ほかに意見が無いようですので、利用権の設定整理番号1並びに3について、原案どおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。</p>
	<p>(全員挙手)</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>全会一致ですので、議案第18号「農用地利用集積計画策定に係る意見について」はすべて原案どおり承認することに決定いたしました。</p>
議長	<p>すいません。所有権の移転のほうは抜けていたようです。すいません、お願いいたします。</p>
10番委員	<p>10番です。整理番号1について説明いたします。</p> <p>8月26日9時から譲渡人立ち会いのもと、担当推進委員と現地調査を行いました。譲渡人と譲受人は親子関係で茶を栽培しており、8年前から就農しています。</p> <p>機械等も所持し、農事組合法人の団体に所属していて、譲り受けた茶畑も今後大事に栽培していってくれると思います。親子関係の贈与ということで、許可相当と考えます。</p> <p>よろしくお願ひいたします。以上です。</p>
議長	<p>すいません。先ほど、別の3番のほうで出てきましたので勘違いをいたしました。</p> <p>ただいまの報告ですけれども、皆さんのほうから何か御意見がございましたらお願ひいたします。</p>
8番委員	<p>すみません。8番です。今見ますと原野と法面も一緒に移転されるということなんですか。</p>
10番委員	<p>10番です。法面とかは茶の機械で回るので法面もということです。</p>
議長	<p>よろしいでしょうか。</p>
事務局	<p>農業経営基盤強化促進法で所有権移転する場合は、田んぼの排水路だったりとかいうのも附属する農地に付属する農業で利用するという部分の法面も一体化しているということで考えて、そういった部分で認められれば嘱託登記できます。ただ山だけをというのはできません。そこは御注意願ひしたいと思います。</p>

		す。
	議長	よろしいでしょうか。ほかに。 (挙手無し)
	議長	それでは無いようですので、所有権の移転、整理番号1番のほうですけれども、原案どおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
	議長	はい、ありがとうございました。原案どおり承認することに決定をいたしました。 以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたします。
4. その他	会長	次は、その他であります。事務局のほうから何か。
	事務局	(9月のスケジュールについて、資料により説明) (最適化交付金の活動実績について、説明) (担い手名簿について、説明)
	会長	他に皆様から何かございますか。
5. 閉 会	事務局長	ないようですので、8月の農業委員会定例総会を終了いたします。皆さんお疲れさまでした。

10時17分閉会

西之表市農業委員会会議規程第10条の規定により署名する。

令和 年 月 日

西之表市農業委員会 会 長 _____ (印)

西之表市農業委員会 13番委員 _____ (印)

西之表市農業委員会 1番委員 _____ (印)